

移動等円滑化取組計画書

2020年 7月 1日

住 所 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目1番12号  
事業者名 松戸新京成バス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 原 一彰

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社が保有する乗合バス車両については、2019年度末時点のノンステップバス導入率は63.4%（但し適用除外車両を除く。101両中64両導入）にとどまっている。

前年度に引き続き車両の代替更新と併せてノンステップバスを導入、超高齢化社会への対応及び車いす利用者等がバスを利用しやすい環境整備を推進する。

高速バスについては運行開始から1年が経過したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け3月頃から旅客減少となり、バリアフリー化に関する利用実態の把握及び検討が困難な状況となっている。今後の新型コロナウイルス感染拡大状況に影響される場合もあるが、前年度に引き続き車両の代替時期、停留所等の地上設備の改良時期に具体的な問題点の抽出を行い、実施の可否について検討を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバス5両導入（2020年度） ※在来車両の代替による導入により5両増車 導入数：101両中69両 68.3%

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすによるバス利用方法の掲載	車いすによる乗降方法等をホームページに掲載（2020年度）

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供媒体の視認性の向上	前年度に引き続き車内の液晶表示機を2画面方式から画面・文字サイズの大きな1画面方式に代替更新し視認性の向上を図る。併せて日本語表示については漢字の他にひらがなを表示することで読みやすさの向上を図る。(2020年度)
地域会議への出席による情報の提供	自治体等が開催する地域会議へ出席し、高齢者優待の乗車制度や高齢者支援の定期乗車券等の告知を行う。(2020年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の知識と技術の向上	乗務員全員を対象に社員研修を実施。 高齢者疑似体験装置を使用した研修、車いすの基本的操作及び動作、自走、介助体験を通じて安全確保の必要性を認識させる。 (2020年度)  前年度に引き続き運行管理者、運転者を中心にサービス介助基礎研修の受講を推進し、高齢者、障害者への接遇と乗降支援に関する技術向上を図る。(2020年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度に引き続きホームページや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有し、取組改善に活用。(2020年度)</li> <li>松戸市バリアフリー重点整備地区に指定された八柱駅ロータリー計画に参画し必要な協力を実施(2020年度)</li> </ul>
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
車いすによるバス利用方法の掲載	2019年度実施予定を2020年度実施に変更(前項Ⅱ「移動等円滑化に関する措置」②に記載)	新型コロナウイルス感染拡大の影響により一部車両において車いす対応座席の使用を停止する必要性が生じたため。

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。